卒業研究における倫理的配慮確認のための手続きについて

本学の研究倫理審査規程第9条には、以下のように定められている。

|  |
| --- |
| 委員会が審査する対象は、本学の教職員、大学院生が研究責任となって計画する研究、および指導教員が審査を受ける必要があると判断した学部生が計画する研究、また学内・学外を問わず本学の学生および教職員を対象として行われる調査・研究とする。 |

上の「学部生」の場合を対象として、被験者・研究協力者として人間の関与を含むものである場合に、倫理的配慮が確実に行われていることを確認するために以下のような手続きを取るものとする。

学部生の行う、被験者・研究協力者として人間の関与を含む研究を指導する教員は、倫理的配慮確認書を研究倫理審査委員会に研究開始前に提出するものとする。ただし、闘病中の患者およびその家族、災害や事故の影響からの回復期にある被災者およびその家族、社会的弱者を対象として調査等を行う場合は、通常の倫理審査申請を申請しなければならない。

倫理審査委員会は、提出された届を確認する。通常の倫理審査を行う必要があると判断される場合には、届出者である教員に申請を要請する。

倫理的配慮確認の手続き

　被験者・研究協力者として人間の関与を含む卒業研究を指導する教員は、研究の概要と予想されるリスクについて記述し、かつ、以下の手続きを行った、あるいは行う予定である旨を倫理審査委員会に届け出る。

＜研究の概要＞

　研究の題名、主たるリサーチ・クエスチョン、対象者の選択条件と数、対象者への関与の内容、リスクを述べる。

＜取るべき手続き＞

１．厚生労働省および文部科学省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、日本看護協会「看護者の倫理綱領」および「看護研究における倫理指針」等の最新版を、研究を計画している学生に熟読させ、本学の研究倫理審査チェックリストを示して、研究倫理審査について十分な理解を得させる。

2．調査等を行う場合は、現物の「説明書」と「同意書」「同意撤回書」「インタビューガイド」など、必要な書類を作成させた上で、本学の研究審査チェックリストに即して現物を点検する。

3．調査、実験などに際して、適切かつ可能な限り、立ち会う。

4．被験者・研究協力者からの連絡が受けられる態勢を取り、連絡や問い合わせには誠実に行う旨を明示する。

5．調査等を行った結果を確実に研究報告としてまとめ、今後の進展に生かすとともに希望があれば研究報告を協力者に送付するよう指導する。

卒業研究における研究倫理的配慮確認届

研究題名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究遂行者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿

概要：被験者・協力者との接触の内容、リスクなどについては、必ず記述してください。

|  |
| --- |
|  |

私は、私の指導する上の研究について、十分な倫理的配慮が行われることを確認しました。

届出者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出日：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

手続きの報告：私は、以下の事柄につき、確実に実行しました。または、実行することを約束します。

　　　　　　確実に行う項目について□を■に塗りつぶし、該当しない場合は□の中にXをつけてください。

|  |
| --- |
| □　1．厚生労働省および文部科学省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、日本看護協会「看護者の倫理綱領」および「看護研究における倫理指針」等の最新版を、研究を計画している学生に熟読させ、本学の研究倫理審査チェックリストを示して、研究倫理審査について十分な理解を得させる。□　2．調査等を行う場合は、現物の「説明書」と「同意書」「同意撤回書」「インタビューガイド」など、必要な書類を学生に作成させた上で、本学の研究審査チェックリストに基づいて現物を点検する。□　3．学生の行う調査、実験などに際して、適切と判断され、かつ、可能な限り、立ち会う。□　4．被験者・研究協力者からの連絡や問い合わせが受けられる態勢を取り、それを行う旨を学生の用いる説明書等に明示し、連絡や問い合わせがあった場合には誠実かつ確実に対応する。□　5．収集したデータ、資料の保管と廃棄等の取扱いを適切に行うように学生に指導し、適切な処置を行ったかどうかを確認する。□　6．調査等を行った結果を確実に研究報告としてまとめ、今後の進展に生かすとともに希望があれば研究報告を協力者に送付するよう学生に指導する。 |